

ケアステーション ハピネス五戸（訪問介護・総合事業訪問介護）

重要事項説明書

2024. 6. 1

1 ケアステーション ハピネス五戸の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	ケアステーション ハピネス五戸
所在地	青森県三戸郡五戸町字姥堤34番1
電話番号	0178-62-6999
FAX番号	0178-62-7020
事業所番号	指定事業者番号 0272700139

(2) 事業実施地域及び営業時間

実施地域	五戸町
営業日	年中無休
営業時間	7:30~18:00
サービス提供時間	8:00~17:45

(3) 事業所の職員体制

職種	資格	勤務形態		業務内容
管理者		兼務	1人	職員及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	兼務	1人以上	利用者の申し込みに係る調整、 技術指導、訪問介護計画の作成
訪問介護員	介護福祉士等	専従・ 兼務	3人以上	指定訪問介護にあたる

2 運営の方針

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とし、訪問介護を提供します。

3 サービス内容

入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがないようにします。

事 項	内 容
①身体介護が中心である場合	もっぱら身体介護を行う場合 主として『身体介護』や『身の回りの介護』を行うとともにこれに関連して、若干の生活援助を行う場合
②生活援助が中心である場合	もっぱら生活援助を行う場合 生活援助に伴い、若干の『動作介護』を行う場合
介 護 計 画	訪問介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。

4 利用料金

(1) 介護保険の介護報酬基準額

単位： 円

項 目		介護報酬基準額 特定事業所加算Ⅱ（10%）を含む 1回あたりの利用料金			
		1割負担	2割負担	3割負担	
身 体 介 護	20分以上30分未満	2,680	268	536	804
	30分以上1時間未満	4,260	426	852	1,278
	1時間以降	6,240	624	1,248	1,872
	30分増す毎に	900	90	180	270
身 体 介 護 に 引き続き生活援助 を行った場合	20分以上45分未満	720	72	144	216
	45分以上70分未満	1,440	144	288	432
	70分以上	2,160	216	432	648
生 活 援 助	20分以上45分未満	1,970	197	394	591
	45分以上	2,420	242	484	726
初 回 加 算		2,000	200	400	600
緊急時訪問介護加算	身 体 介 護 の み	1,000	100	200	300
介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 I		利用料金に 24.5%加算			

※身体介護を行い、引き続き生活援助を行った場合は、20分から起算して25分ごとに加算。

※やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※上記利用料金の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、居宅介護計画に定められた時間が基準となります。

(2) 総合事業の基準額

単位：円

項 目		基 準 額	1月あたりの利用料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サービス 11	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	11,760	1,176	2,352	3,528
訪問型独自サービス 12	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23,490	2,349	4,698	7,047
訪問型独自サービス 13	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度	37,270	3,727	7,454	11,181
初 回 加 算		2,000	200	400	600
介護職員等処遇改善加算 I		利用料金に 24.5%加算			

(1)(2) 共通

※初回加算は、サービス提供責任者が初回サービス提供又は初回月に同行した場合に加算となります。

※サービスを提供するために使用した水道、ガス、電気代等につきましてはお客様の負担となります。

(3) 料金の支払い方法

原則、口座からの引き落としをお願いします。翌月中旬までに請求書を発行させていただきます。

20日に指定金融機関より引落としさせていただきます(日曜・祝祭日の場合は翌日または、翌々日)。

5 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

(2) 要介護認定で非該当(自立)判定された場合

(3) 入院等によりサービス利用が2ヶ月以上ない場合

(4) サービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、督促にも応じない場合

(5) 職員に対しハラスメント(パワハラ・セクハラ・その他ハラスメント)と思われる行為や、過度な要望によって、職員の心身に危害が生じ又は生じる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発を防止することが困難である場合

<具体的ハラスメントの例>

- ・パワハラ：大きな声で怒鳴る・脅す・叩く 等
- ・セクハラ：卑猥なことを言う・触る 等
- ・その他のハラスメント：介護保険以外のことを要求する 等

6 プライバシーに関する対応

(1) 利用者や家族について知り得た情報については、秘密を守ります。

(2) 利用者に適切なサービス提供がされるよう下記のような場合、連携するサービス事業所間で利用者・家族の情報を共有することがありますので同意をお願いします。

①サービス担当者会議等において必要な場合

②連絡調整のために必要な場合

③サービス提供中、急変あるいはけが等で受診される場合

〈別紙 「個人情報保護に対する基本方針・利用目的」参照〉

7 サービス利用に関する留意事項

- (1) 利用者は、事業所の備品等について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚染等した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- (2) 利用者が入院又は死亡した場合、家族は事業所へ報告するものとします。
- (3) 同居の家族に対してのサービス提供は法律により、禁じられております。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

※速やかに連絡をおこなうためご自宅の電話を利用することもあります。

9 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対して介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。

10 身体拘束の適正化の対応

サービス提供中に身体拘束を行った場合、その理由・態様・時間・利用者の様子を記録します。

11 利用者の虐待防止に関する対応

- (1) 虐待を防止する為の職員に対する研修を2回以上行います。
- (2) 事業所は虐待を受けたと思われる利用者から相談があった場合、保険者へ通報する責務を負います。

〈虐待の種類〉

- ①身体的虐待 暴力行為等で身体に傷やあざ、痛みを与える行為。または外部と接触させないような行為。
- ②心理的虐待 威圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えるような行為。
- ③性的虐待 本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為。
- ④経済的虐待 財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。
- ⑤介護・世話の放棄・放任 介護や生活の世話をしている人が、介護や世話を放棄するような行為。

12 サービス内容に関する苦情

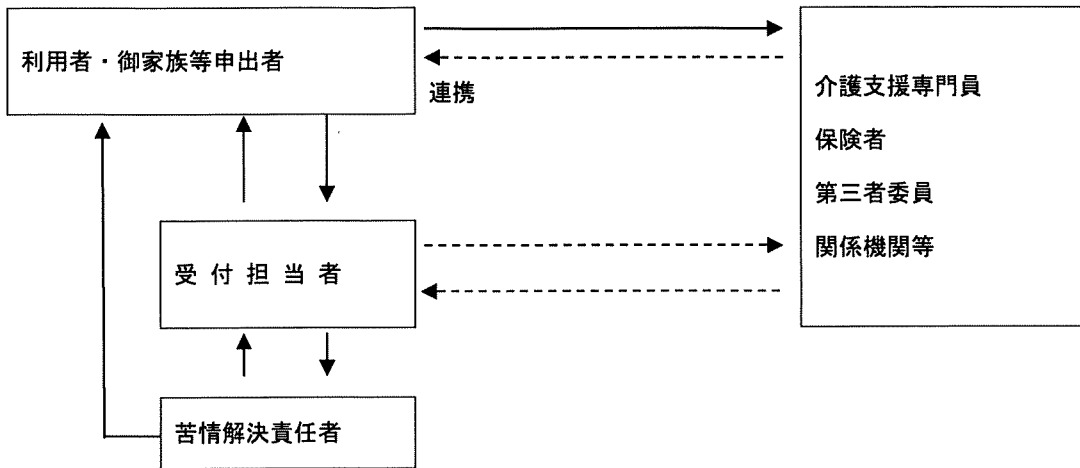
(1) 苦情窓口

受付担当者 附田 千代子

電話番号 0178-62-6999 FAX 0178-62-7020

受付日時 年中無休

(2) 苦情解決の流れ



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村または、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口や青森県運営適正化委員会などに苦情を申し出ることができます。

<連絡先> 五戸町役場 介護支援課 0178-62-7956
 青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336
 青森県運営適正化委員会 017-731-3039

令和 年 月 日

本書面により、事業者から訪問介護についての説明を受け、同意します。

住 所
 利用者 氏 名 印
 (代筆の場合続柄)

住 所
 ご家族 氏 名 印
 続 柄

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

所在地 青森県三戸郡五戸町字姥堤34番1
 事業所 名 称 ケアステーション ハピネス五戸
 説明者氏名 印

